


できる限り、住み慣れた地域で必要な医療・介護サービスを受けつつ、安心して自分らしい生活を実現できる社会を目指すため、福祉用具の購入や住宅改修の支援を行っています。詳しくは、下記問い合わせ先までお尋ねください。

○福祉用具を購入される方へ

車椅子や歩行器などの貸与や、入浴・排泄に使用する用具の購入費が支給されます。


【対象者】介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた人

1. 貸与について

対象用具	・車椅子（付属品含む）	・手すり（工事を伴わないもの）	
	・特殊寝台（付属品含む）	・スロープ（工事を伴わないもの）	
	・床ずれ防止用具	・歩行器 ・歩行補助杖	
	・体位変換器	・移動用リフト（つり具を除く）	
	・認知症老人徘徊感知機器	・自動排泄処理装置	

※利用できる用具は認定区分によって異なります。

2. 購入費支給について

対象用具	・入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト）	
	・腰掛便座	
	・簡易浴槽	・移動用リフトのつり具部分


※上限 10 万円（ただし利用者負担分は差し引かれます）

※いったん購入費全額を利用者が支払う必要があります。

○住宅改修をされる方へ

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合、申請により改修費が支給されます。

【対象者】介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた人 【申請の手順】

対象となる住宅改修	・滑りの防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料変更		ケアマネジャー等に相談
	・手すりの取り付け		施工業者の選択・見積書依頼
	・段差解消		町へ <u>工事前に</u> 申請
	・引き戸などへの扉の取り替え		町で工事内容等確認・結果通知
	・洋式便器などへの便器の取り替え		町へ申請書等を提出／現地調査
	・その他、上記の改修に伴って必要となる改修		工事実施・完了／施工業者へ支払
			住宅改修費支給額決定・支給

※上限 20 万円（ただし利用者負担分は差し引かれます）

※改修費支給にあたって、事前申請が必要です。

※いったん改修費全額を利用者が支払う必要があります。（後日改修費が支給されます）

問合せ先 福祉課 福祉係 ☎ 72-1229

清和支所 健康福祉係 ☎ 82-2112

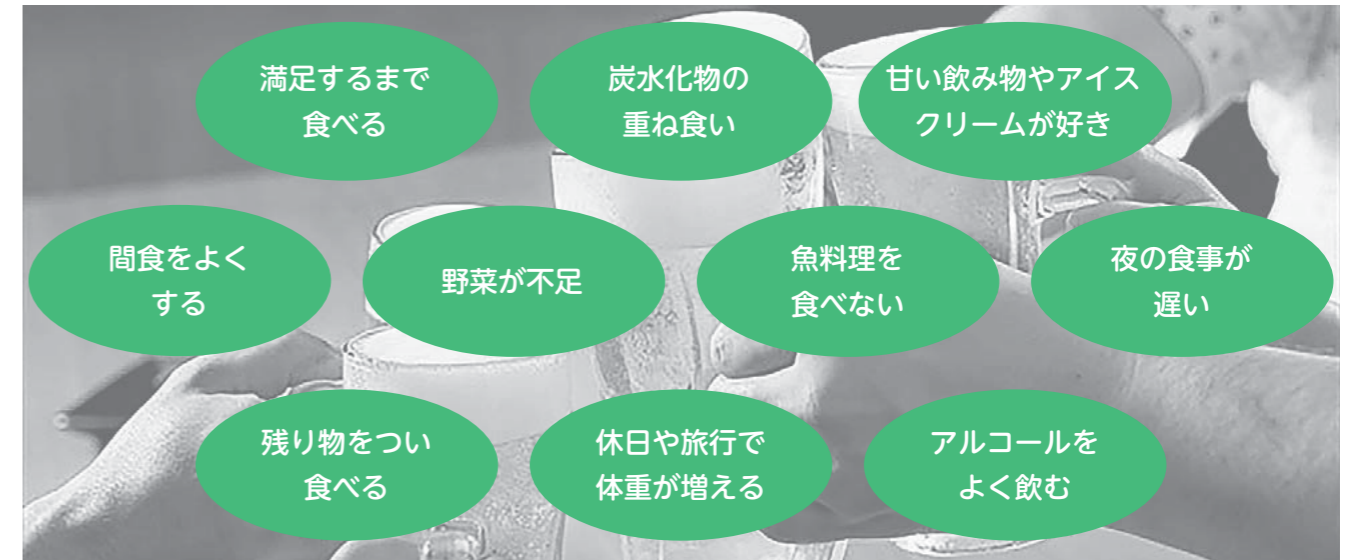
蘇陽支所 健康福祉係 ☎ 83-1112

太りやすい年末年始 食生活を見直しましょう

忘年会に大晦日、お正月など、年末年始はイベントが続き、内臓脂肪がつきやすい時期です。内臓脂肪を増やさないために、改めて自分の食生活を見直しましょう。

あなたの食習慣、こんな傾向ありませんか？

(内臓脂肪がつきやすい食習慣)



あてはまる項目が多い人は内臓脂肪がつきやすい人になります。

(山都町の特徴)

メタボリックシンドロームの状況

R2	山都町 (%)	県 (%)	同規模町村 (%)
メタボ該当者	17.0 ↓	19.7	19.8

山都町 (%)	H30	R1	R2
メタボ該当者	16.5	16.9	18.2 ↑
メタボ予備群	10.1	10.3	10.0

増加傾向

アルコールの状況

R2	山都町 (%)	県 (%)
アルコールを飲む頻度 (毎日)	30.7 ↑	25.8
1日の飲酒量が1～3合	48.9 ↑↑	27.7

(アルコールの基準量)



ごはん 100g = 160Kcal とエネルギーを比較してみましょう



ビール
500ml
(中瓶1本)
エネルギー
202Kcal



焼酎
90ml
(5酌)
エネルギー
140Kcal



お酒
180ml
(1合)
エネルギー
185Kcal

問合せ先 健康ほけん課 ☎ 72-1295